

2008 第34回香川県アマチュアゴルフ選手権予選競技 兼2008 四国アマチュアゴルフ選手権第一次予選

開催日	平成20年4月17日(木)	主催	香川県ゴルフ協会
開催コース	高松ゴールドカントリー倶楽部	共催	四国ゴルフ連盟
	TEL 087-878-2200	後援	四国新聞社

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

a.『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (C)1a』を適用する。(ゴルフ規則187ページ参照)

b.ラウンド中に使用する球について、『ワンボール条件・ゴルフ規則付 I (c)1b』を適用する。

(ゴルフ規則187ページ参照)

4. スタート時間

『ゴルフ規則付 I (c)2』を適用する(ゴルフ規則 188ページ参照)。

5. 競技終了時点

競技委員会の作成した成績表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。

6. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付 I (c)6b』を適用する。(ゴルフ規則 191ページ参照)

7. プレーの中断と再開

(1)プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8.b.c.dに従って処置すること。

(2)険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間をいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則33-7に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格(ゴルフ規則 6-8b注)

(3)プレーの中断と再開の合図について

a. 通常のプレー中断:短いサイレンを繰り返して通報する。及び競技委員を通じて競技者に連絡する。

b. 険悪な気象状況による即時中断: 1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

及び競技委員を通じて競技者に連絡する。

c. プレーの再開:1回の長いサイレンを鳴らして通報する。及び競技委員を通じて競技者に連絡する。

8. 移 動

本競技ではプレーヤーのゴルフカートの使用及び乗車を認める。担し、ゴルフカートはプレーヤーの携帯品の一部とする。そのカートとカート上の全ての物は、球との関連で問題が生じた場合、その球の持ち主であるプレーヤーの携帯品とみなす。担し、そのカートを共用しているプレーヤーの1人が動かしていた時、または1人のプレーヤーの指示で共用のキャディが動かしていた時は、そのカートとカート上の全ての物はカートを運転しているプレーヤーまたは特定の支持を出したプレーヤーの携帯品とする。

9. キャディ

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (c)3』を適用する。

(ゴルフ規則 189ページ参照)

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって表示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ラテラル・ウオーター・ハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は、線がその限界を標示する。
4. 排水溝は動かさない障害物とする。
5. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
6. 場内整理用の縄張施設は動かせる障害物とする。
7. No.13ホールのバンカーに接する枕木はコースと不可分のものとする。すなわち罰なしに救済を受けることはできない。
8. 電磁誘導カート用の2本のコンクリート軌道は全幅をもってカート道路とみなす。【轍(ワダチ)も含む。】
【軌道の上に停止した球をストロークすると電線を切断する恐れがあり、「球がこのカート道路の上にある場合、競技者はゴルフ規則24-2b(i)の救済を受けなければならない。このローカルルールの違反の罰は、2打」】
9. 人工の表面を持つ道路に接する白線内の区域は、道路と同じ扱いとする。すなわちそのような白線内の区域は障害物であって修理地ではなく、罰なしにゴルフ規則24-2b(i)の救済を受けることができる。
10. パッティンググリーンに近接する動かさない障害物について、『ゴルフ規則付 I (B)6』を適用する。
(ゴルフ規則175ページ参照)
11. 3番グリーン左側の防護柵が規則24-2による障害となった時は、指定ドロップ区域を使用することができる。
12. 6番グリーン右側の防護柵が規則24-2による障害となった時は、プレーの線上を含め指定ドロップ区域を使用することができる。
13. 13番グリーン左の防護柵及び防護ネットが障害となった時は、近い方の指定ドロップ区域を使用することができる。

注 意 事 項

1. 本競技はゴルフ規則に適合するドライバーヘッドを使用しなければならない。もし不適合クラブを使用した時は競技失格、又は持ち運んだ時はゴルフ規則4-1aに定める罰を受ける。
2. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、所定の場所に掲示して告知する。
3. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
4. コース内での携帯電話は、許可なく使用を禁止する。

競技委員長 松下 啓三